

呉市市民公益活動保険制度

呉市市民公益活動保険制度は、呉市内で主に活動を行っている市民公益活動団体及びその団
体で活動を行っているみなさんが、安心して活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活
動を行うみなさんが保険の対象となる制度です。

市民公益活動中に事故にあわれた場合、地域協働課またはお近くの市民センターへお問い合
わせください。

1 対象となる人

呉市市民公益活動団体登録(旧呉市ボランティア団体登録)をしている団体等及びその団
体で活動をしている人(団体の指導者・スタッフ、または奉仕性のある活動を直接的に実践する
従事者のこと。以下、「活動者」とよびます。)

自治会の運動会や祭などの一般参加者は対象となりません。

2 対象となる活動

市民公益活動団体等が行う市民公益活動が対象となります。

市民公益活動とは...

- (1) 自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動
- (2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動
団体のメンバー同士の懇親会などは対象となりません。
- (3) 政治や宗教を目的としない活動

ただし、次のような活動はこの保険制度の対象とはなりません。

- (1) 園児、児童又は生徒が行う園内行事又は学校行事
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用する活動
- (4) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

【Q & A】

Q 1 定例の福祉施設訪問のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒しけがをしまし
た。この場合、対象となりますか？

A 1 自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がけがをし、あらかじめそ
の行動が予定されていたことが事業計画書や名簿などで明確に立証できる場合は、傷害補
償の対象となります。

往復中に他人にけがをさせた場合は、賠償補償の対象とはなりませんので注意してくださ
い。

Q 2 自治会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか？

A 2 対象となりません。運動会での指導，準備，片付けなど運営のための活動は対象となりますが，スポーツ活動や文化活動での競技者，演技者，観覧者などは対象となりません。

Q 3 災害ボランティア活動は対象とならないのですか？

A 3 災害時のボランティア活動は，避難所での炊き出し・連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが，災害現場における救助活動は対象となりません。

3 補償内容

(1) 賠償補償

市民公益活動団体等またはその団体で運営を行っている人の過失により，他人の身体・財物に損害を与え，被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

賠償の種類	内容	支払限度額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき限度額 5千万円 1事故につき限度額 1億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき限度額 5千万円
保管物賠償	他人からの預かり品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき限度額 100万円

保険期間中の限度額により，支払ができない場合もあります。

対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・交通事故など車両による事故
- ・地震や台風などの天災による事故
- ・親族に対する事故 など

(2) 傷害補償

市民公益活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で，活動者が死亡または負傷した場合に対象となります。

事故の種類	内容	支払金額
死亡	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	300万円
後遺障害	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき	9万円～300万円
入院・通院	傷害事故を直接の原因として入院または通院をして医師による治療を受けたとき(当該事故の日を含めて180日以内に限ります。また，通院日数は90日を限度とします。)	1日につき 入院3,000円 通院2,000円

対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故

- ・自覚症状しかないむちうち症や腰痛など ・地震や台風などの天災による事故
- ・脳疾患や疾病または心神喪失による事故（日射や熱射による熱中症は除く） など

4 事故発生時の手続き

- (1) 万が一事故が起こってしまった場合，団体の責任者は，すみやかに地域協働課またはお近くの市民センターに電話で事故内容をご連絡ください。 損害賠償において当事者間で示談を行う場合は，必ず事前に相談してください。
- (2) 電話連絡の後，所定の事故報告書などを提出していただき，事故内容が保険制度の要件を満たしているかどうかを審査します。（事故発生日を含め原則30日以内に書類を提出してください。）
- (3) 審査の結果保険制度の要件を満たしていた場合，訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日，また，全ての治療が完了した日を含め30日以内に，補償金の請求に必要な書類を提出していただきます。

結果として制度が適用されない場合もあります。



5 お問い合わせ先・連絡先

このパンフレットは保険制度の概要をまとめたものです。ご不明な点がございましたら，地域協働課またはお近くの市民センターにお問い合わせください。

受付時間...平日の8：30～17：15（12：00～13：00は除く）

地域協働課 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

TEL (0823)25-3223 FAX (0823)25-3013 E-mail tiiki@city.kure.lg.jp

URL <http://www.city.kure.lg.jp/~siminsei/>

各市民センターの連絡先

吉浦市民センター	0823-31-0010	下蒲刈市民センター	0823-65-2311
警固屋市民センター	0823-28-0406	川尻市民センター	0823-87-3310
阿賀市民センター	0823-73-5252	音戸市民センター	0823-52-1111
広市民センター	0823-73-7191	倉橋市民センター	0823-53-1111
仁方市民センター	0823-79-1111	蒲刈市民センター	0823-66-1111
宮原市民センター	0823-24-2235	安浦市民センター	0823-84-2261
天応市民センター	0823-38-7543	豊浜市民センター	0823-68-2211
昭和市民センター	0823-33-0011	豊市民センター	0823-66-2131
郷原市民センター	0823-77-1177		